熊本県土木部委託業務等検査要領

(目的)

第1条 この要領は、土木部(建築工事除く)が委託する業務の検査について、必要な事項を定め、委託業務の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に揚げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「検査員」とは、当該委託業務の監督職員以外のもので、施行伺いの決裁権者 が当該検査を厳正かつ的確に行うことができると認めた者から任命した職員。
 - (2)「監督職員」とは、総括監督員及び主任監督員を総称していう。
 - ア 主任監督員は、契約約款第9条により受託者に通知した担当職員とする。
 - イ 総括監督員は、契約約款第9条により受託者に通知した委託業務担当係長職員とする。

ただし、人事配置上やむを得ない場合は、各所属長が命じた職員とする。

(検査の種類)

- 第3条 委託業務の検査の種類は、次の各号に揚げるものとする。
 - (1)「完了検査」:委託業務の完了を確認するための検査をいう。
 - (2)「指定部分検査」: 委託者が設計図書において委託業務の完了に先だって引渡し を受けるべきことを指定した部分の確認をするための検査をいう。
 - (3)「一部完了検査」: 委託業務の一部分が完了し、かつ、可分なもので引渡しが行われる場合において、当該完了部分を確認するための検査をいう。
 - (4)「既履行部分検査」: 契約解除により既履行部分の引き渡しを受ける必要が有る場合で、委託業務の既履行分を確認する検査をいう。

(検査の対象)

- 第4条 委託業務等検査の対象は、次の各号に掲げる業務とする。
 - (1) 地質・土質調査業務共通仕様書(平成21年1月5日改訂版)に定める地質・土質調査業務
 - (2) 測量業務共通仕様書(平成21年1月5日改訂版)に定める測量業務
 - (3) 設計業務等共通仕様書(平成21年1月5日改訂版)に定める調査業務、計画業務及び設計業務

(検査員の義務)

- 第5条 検査員は、あらかじめ検査の対象となる当該委託業務の契約図書並びにその 他の関係書類等を熟知しておかなければならない。
- 2 検査員は、厳正かつ公正に検査を行い、合格又は不合格を判定しなければならな

ll.

(検査の時期)

第6条 検査は、受託者からの業務完了通知書(又は業務指定部分完了通知書等)を 受領した日から10日以内に行わなければばならない。

ただし、検査は契約の属する年度の末日(末日が閉庁日又は休日の場合は前日) までに行うものとする。

(検査の準備)

第7条 主任監督員は、検査にあたって、受託者に対し、必要な書類及び資料等を整備させるとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備させる ものとする。この場合に要する費用は受託者の負担とする。

(検査の内容)

- 第8条 検査は、当該委託業務の成果品及び業務実施報告書を対象として行うものとし、契約図書に基づき、成果品について合否を判定しなければならない。
- 2 検査員は、検査にあたり必要と認める時は、受託者に対して、履行状況、関係資料について事実の説明を求めることができる。
- 3 検査員は、必要に応じて現地調査等を行うこととする。

(成果品の検査)

第9条 検査員は、成果品が委託者の意図を満足し、定められた技術基準に沿っているか否かを確認するために、成果品の数量及び品質を検査しなければならない。 検査にあたっては、検査基準(別表1)及び業務別検査の視点(別表2)に基づき、成果品及び管理記録と設計図書を対比して合否を判定しなければならない。

(検査の立会)

- 第10条 検査に際しては、当該委託業務に係る監督職員が立会するものとする。
- 2 所属長は、当該委託業務の受託者又は管理技術者、照査技術者及びその他必要な 専門技術者を立会させなければならない。

(指示権限)

- 第11条 検査員は、委託業務の履行に関して監督職員又は受託者に対して説明を求めることができる。
- 2 検査員は、検査の結果業務委託の成果品が契約書及び設計図書に適合しないと認められる場合は、受託者に対して修補指示書(様式第1号)を作成し、期間を指定して修補を指示するものとする。

ただし、軽微な修補指示の場合は、口頭でこれを行うことができる。

(修補確認検査)

第12条 検査員は、前項の規定により指示した修補が完了し、修補完了届(様式第2号)が提出されたときは、速やかに検査をしなければならない。

(検査の中止)

- 第13条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、 検査を中止し、直ちに検査命令者に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (1) 受託者又は管理技術者若しくはその関係者が、検査の実施を妨害したとき。
 - (2) 成果品が設計図書と著しく相違しているとき、又は業務内容に重大な欠陥を認めるとき。
 - (3) 前2号のほか、検査の実施が困難となったとき。

(検査の確認報告)

第14条 検査員は、検査を終了したときは、その結果を速やかに知事に復命しなければならない。

(委託業務成績の評定)

第15条 検査員及び監督員は、検査時に「土木部委託業務等成績評定要領」に基づき評定を行い、「委託業務等成績評定表」を知事に提出するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、委託業務の検査に関し必要な事項は、土木 技術管理課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1

検査項目	検 査 内 容	検 査 方 法
委託業務目的	イ 成果品は委託の目的を達成し	イ 設計図書と成果品、管理記
の達成	ているか。	録の精査により検査する。
	ロ 打ち合わせ記録の内容が成果	
	品に反映されているか。	
	八 成果品を使用する際に不足が	
	生じないか。	
成果品の数量	イ 成果品の数量は、設計図書と	イ 関連図書の照合又は実測に
	対比して合致しているか。	より検査する。
成果品の品質	イ 照査は的確に行われている	イ 照査報告書の照査項目は適
	か。	切か確認する。
		ロ 照査項目を抽出して照査内
		容を確認する。
	ロ 取りまとめはわかりやすく、	イ 成果品の精査と受託者から
	的確に行われているか。	の説明の聞き取りにより検査
		する。
	ハ 成果品にミスは無いか。	イ 検査中の成果品精査により
		誤字、脱字、漏れ、計算ミス
		が無いか検査する。
	二 成果品は適切な技術基準によ	イ 成果品の精査と受託者から
	り実施されているか。	の説明により、成果品作成に
		利用した技術基準を確認す
		る。
	ホー成果品は適切な調査測定方	イ 成果品の精査と受託者から
	法、調査測定機器によって作成	の説明により、調査測定方法、
	されているか。	調査測定機器を確認する。
	へ 熊本県電子納品ガイドライン	イ 電子納品チェックソフトに
	に添った電子成果物(CD-R)	より確認する。
	が納品されているか。	

別表2

	業務別検査の視点 (測量業務)
検査項目	検査の視点
目的達成	・測量の範囲は今後の業務に必要となる範囲となっているか?
	・現地と比較し、測量点、調査物件に不足はないか?
成果品の数量	・設計図書で示されている成果品が作成されているか?
	・公共測量作業規程で示されている成果品が作成されているか?
	・現地に成果品となる測量標等が設置されているか?
成果品の品質	・観測手簿に作為はないか?
	・精度管理が確実に行われており、制限値内か?
許容範囲等	・点検計算が所定の方法で行われており、許容範囲内か?
が有るもの	・平均計算による誤差は許容範囲内か?
は、「熊本県	・図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか?
公共測量作業	・測量標等の設置位置は工事等に支障なく適切か?
規程」に定め	・立会簿、建標承諾書等の必要書類が整備されているか?
るところによ	・成果品の照査、社内検査、点検は、不足無く確実に実施している
る。	か?

別表2(つづき)

	業務別検査の視点(調査計画業務)							
検査項目	検査の視点							
目的達成	・調査計画の範囲は今後の業務に必要となる範囲となっているか?							
	・調査計画の解析結果は業務の目的を達成しているか?							
	・対策工法の比較検討に当たっては可能な工法を選定し、経済性、							
	安全性、長期安定性に十分考慮しているか?							
成果品の数量	・設計図書で示されている成果品(図面、報告書等)が作成されて							
	いるか?							
	・現地に成果品となる観測機器、調査位置表示が設置されている							
	か?							
成果品の品質	・調査記録等に作為はないか?							
	・精度管理が確実に行われており、制限値内か?							
	・調査機器の点検が所定の方法で行われているか?							
	・解析方法、計算方法、計画の安全率等は適切か?							
	・調査計画結果と考察、解析は矛盾点が無く、整合しているか?							
	・報告書、図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか?							
	・考察や解析に使用した技術資料は明確になっているか?							
	・設計、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか?							
	・成果品の照査は不足無く、確実に実施しているか?							

	業務別検査の視点 (設計業務)							
検査項目	検査の視点							
目的達成	・設計内容は積算、施工、他の設計業務に必要な成果品を作成して							
	いるか?							
	・設計内容は工事目的を達成しているか?							
	・工事に際しての支障物件の把握がなされているか?							
	・用地物件補償計画との整合は取れているか?							
成果品の数量	・設計図書で示されている成果品(図面、報告書等)が作成されて							
	いるか?							
成果品の品質	・設計内容は測量、調査解析結果を反映しているか?							
	・設計内容は現場の特性に合わせて、経済性、安全性、施工性、環							
	境保全、維持管理が考慮されているか?							
	・設計方法、数量計算方法、構造物の安全率等は適切か?							
	・報告書、図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか?							
	・設計に使用した技術資料は明確になっているか?							
	・積算、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか?							
	・成果品の照査は不足無く、確実に実施しているか?							

(様式第1号)

注 意

		修	補指	示書							
						平成	年	月	日		
			134								
受託者			様								
				村	負査負	職・	氏名		ED		
検査の結果、下記のとおり処理してください。											
業務番号											
業務名			1				業務委	託			
検査の種類		検査	検査年月	日	平成	年	月	日			
			<u>豬指示事</u>	項							
	期限		平成	年	月	日					
受 領	平成	年 月	日		氏行	宫			ED		

修補完了後速やかに完了届を提出し、再検査を受けること。

(様式第2号)

		修	補	了	届					
業務番号										
業務名								業務委	託	
検査の種類		検査	検査	年月日	平	成	年	月	日	
修補に対する処置										
修補り	期限			平成	年	月	日			
上記のとおり修補が完了したのでお届けします。										
検査員			様			平成	年	月	日	
			115	受訊	括				ED	